

○財務省告示第二百二十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年六月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月七日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百一

回）

二 発行の根拠 平成二十一年法律第二十四号）第二条第
の法律及びその
十年法律第二十四号）第二条第

一 項及び財政運営に必要な財源
の確保を図るための公債の発行
及び財政投融资特別会計からの
繰入れの特例に関する法律（平
成二十一年法律第十七号）第二
条第一項並びに特別会計に
る法律（平成十九年法律第二十
三号）第四十六条第一項及び第
六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に価格競争入札で
あつて、価格競争入札において

三 振替法の適
用等

四 発行方法

五

方募

イ 入札発競争

定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し、得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場で特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「非価格競争入札発行」という。）

ロ

ハ

六

イ 発

入札発競争

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募価格の順次割り当てる。各申込みの応募額を案分により各申込みの市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で一兆七千三百九十二億円

う、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律第二

十 十		十 十		九 八		ハ		ロ		イ	
三 二		ロ		イ		振 額 最		ハ		イ	
の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 価 発		札 非 入 価 発		振 替 単 位		低 額 面 金		札 非 入 価 競		札 非 入 価 競	
払 過 利 行 争 非 者 特 国 債 行 及 入 行 争 格 日		札 非 入 価 競 行 争 格 日		振 替 法 規 定 振 替 口 座 簿		面 金		札 非 入 価 競 行 争 格 日		札 非 入 価 競 行 争 格 日	
(-) 年		十	十	五	の	五	千	九	四	一	
式は、募・		六	額	成	記	万	百	十	十	兆	
に、募入五		銭	面	二	載	円	億	七	八	七	
よ払入五		額	金	十	又		三	億	万	千	
り込決パ		百	上	一	は		千	千	円	百	
算金額のセ		円	の	年	記		九	五	百	四	
出した通ン		に	そ	六	録		百	六	十	九	
た加知を		つ	れ	月	は		四	二	万	億	
金額、受		き	の	二	、		万	万	六	七	
を次のた		九	九	十	最		円	千	千	七	
第二算者		十	十	二	低			四	四	百	
		九	九	日	額						
		円	円		面						
		七	七		金						
					と						

十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収される口座に記載して振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合においては、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十四 初期利子

平成二十一年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期にお

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平 る い
成 務 本 面 成 利 て
二 大 銀 金 三 子 、
十 臣 行 額 十 一 支 そ
一 か 百 一 年 年 払 の
年 通 円 に 六 月 日
六 知 を つ 月 以
月 受 百 二 前
二 け 円 十 六
日 者 日 月 月
間 間 間
に 間 間
属 属 属
す す す